

資 料 提 供	
平成 27 年 2 月 4 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (亀 井)
電 話	0857-26-7043

平成 27 年 2 月臨時議会付議案

議案第 1 号 平成 26 年度鳥取県一般会計補正予算

国の補正予算に伴い、地域の消費喚起や生活支援及び地方創生を先行実施するための補正予算である。

(概 要)

①歳入歳出予算の補正

【予 算 額】	補 正 前 の 額	3 5 1, 7 0 8, 3 8 7 千円
	補 正 額	7, 9 2 5, 7 1 6 千円
	補 正 後 の 額	3 5 9, 6 3 4, 1 0 3 千円

【補正額の財源内訳】	分担金及び負担金	1 2 7, 2 3 4 千円
	国 庫 支 出 金	4, 7 4 1, 5 2 0 千円
	繰 入 金	1, 3 4 9, 1 8 9 千円
	繰 越 金	4 8 7, 6 4 8 千円
	諸 収 入	1 5 4, 1 2 5 千円
	県 債	1, 0 6 6, 0 0 0 千円

②繰越明許費の補正

新規 85 件

③債務負担行為の補正

追加 5 件 変更 1 件

議案第 2 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について（平成26年12月20日専決）（障がい福祉課）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例中引用している同令の条項の改正を行うものである。

[平成27年1月1日施行]

(2) 鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例の一部改正について （平成26年12月24日専決）（住まいまちづくり課）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項の改正を行うものである。

[土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
の施行の日から施行]

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成26年12月24日専決） （人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成26年12月27日専決） （行政監察・法人指導課）

和解の相手方：愛知県津島市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 49,903 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成26年7月8日、総務部行政監察・法人指導課の職員が、公務のため小型乗用自動車運転中、前方の注意を怠ったため、信号待ちで停止していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年1月7日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 米子市 個人

乙 境港市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 35,225 円（県過失 7 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成26年2月17日、和解の相手方甲の被用者が、一般国道431号を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行く途中、舗装の剥がれにより生じたアスファルト片に乗り上げ、同車両が破損したものである。

(6) 鳥取県暴力団排除条例の一部改正について（平成27年1月7日専決）（警察本部組織犯罪対策課）

少年院法及び少年鑑別所法の制定に伴い、条例中引用している同法の法律番号等の改正を行うものである。

[少年院法の施行の日から施行]

(7) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成27年1月7日専決）
(人権教育課)

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(8) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について（平成27年1月7日専決）
(人権教育課)

和解の相手方：大山町 個人

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 283,334 円について、平成 27 年 1 月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について（平成27年1月23日専決） (教育総務課、人事企画課)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、条例中引用している同法等の条項及び用語の整理を行うものである。

(改正する条例)

- ・教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- ・知事等の退職手当に関する条例
- ・鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例
- ・鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例

[平成 27 年 4 月 1 日施行]

(10) 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について（平成27年1月23日専決）
(住まいまちづくり課)

建築基準法が一部改正され、構造計算適合性判定は、建築主が知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請するよう改められたことに伴い、手数料を定める規定について所要の改正を行うものである。

[平成 27 年 6 月 1 日施行]

(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成27年1月23日専決）
(住まいまちづくり課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 115,128 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 27 年 1 月 1 日、県営住宅美穂第 1 団地において、屋根瓦のずれにより雨漏りが発生し、居住している和解の相手方所有のテレビが破損したものである。

報告第 2 号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について（経済産業総室）

地方独立行政法人法第 54 条第 2 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について報告する。

平成 27 年 1 月 1 日現在 50 人

報告第 3 号 長期継続契約の締結状況について

件数 新規 7 件